

固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は1月31日までに必ず届出や申告をしてください。

○土地の利用状況を変更したとき

農地から宅地、山林から雑種地など、土地の利用状況を変更した場合。

○家屋を新築・増改築したとき

家屋とは住宅・店舗・物置・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着したものをいいます。

○家屋を取り壊したとき

○納税義務者に変更があったとき

所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。未登記家屋の所有者が変更になった場合。

○償却資産の申告

事業を営んでいるかたは、事業のために使用する償却資産(構築物や機械・器具・備品など)を申告する義務があります。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

秩父税務署からのご案内

電話番号 22-4433

国税に関する相談・質問は秩父税務署にお問い合わせください。

国税に関する相談・質問
「1」を選択

消費税の軽減税率制度に関する
相談・質問「3」を選択

【電話相談センター】

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉所得税・年末調整
- 「3」 相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税・印紙税
- 「6」 その他のご相談

国税局の職員がお答えします。

消費税の軽減税率制度に関する
専用窓口

【フリーダイヤル】

0120-205-553

(午前9時～午後5時)

○税務署窓口での相談は、窓口の混雑緩和のため原則として事前予約です。

申告や個別の相談など、税務署窓口で相談する場合は、自動音声案内で「2」を選択し、事前予約を行ったうえで来署をお願いします。

※令和2年1月6日から3月31日までの期間については、所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告に関する相談の事前予約は行わず、受付順となります。

○国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

スマートフォンからも利用でき、大変便利で分かりやすくなっています。

お済みですか？相続登記

不動産の所有者が亡くなられた場合、所有権の移転登記(相続登記)が必要です。相続登記が放置されると、所有者の把握が困難となり、まちづくりのための公共事業が進まないなどのいわゆる所有者不明土地問題や空き家の増加に繋がります。

～すぐに相続登記をした場合のメリット～

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却したいときに、すぐに売却の手続きをすることができるほか、担保に入れてローンを組むことができます。

～相続登記をしない場合のデメリット～

相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額になってしまいます。相続の手続に時間がかかると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができません。

「法定相続情報証明制度」をご存知ですか？

この制度は、法務局に戸籍謄本などと相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出すると、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度です。一覧図の写しは、戸籍の束の代わりとして、金融機関などの各種相続手続に使用できますので、ぜひご利用ください。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、「未来へ繋がる相続登記」をしませんか。

※相続登記、法定相続情報証明制度の手続に関する相談は予約制です。電話でご予約ください。

問合せ さいたま地方法務局秩父支局 ☎22-0827